

行政視察等報告書

平成29年 3月31日

境港市議会
議長 岡空 研二 様

会派名 公明党
代表者 田口 俊介



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

記

1 観察等期間	平成29年1月19日（木）～平成29年1月20日（金）
2 観察等先 及び内容	1月19日（木） 兵庫県神戸市議会 「神戸市 人と猫との共生に関する条例」制定について
3 観察等議員	田口 俊介
4 総 経 費	合計（1名） 56,162円 （一人当たり 56,162円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

内 容：「神戸市 人と猫との共生に関する条例」制定について

報告者：田口 俊介

所見等：

【説明者】 神戸市保健福祉局健康部 動物衛生担当課長 竹原 孝弘 氏

神戸市会事務局 政策調査課 法制担当係長 大出 幸生 氏

【概 要】

神戸市議会では、平成28年12月定例議会において、野良猫の殺処分数を減らすことを目的に、不妊・去勢手術を全額公費で賄うことを盛り込んだ「神戸市人と猫との共生に関する条例」を議員提案により、可決・成立させました。（尚、条例の施行は平成29年4月）

今回の条例の特徴は行政が主導的に野良猫の不妊・去勢手術を行うことで、繁殖を抑制し、結果として殺処分ゼロへと繋げていこうとするもので、神戸市によると、このような野良猫の繁殖抑制に特化した条例は全国初ということです。

もともと神戸市では、2005年度から、地域で野良猫の給餌やふん尿処理などを行う団体に去勢手術費を助成して繁殖を抑制する「地域猫活動」を実施しており、手術費のうち、オス猫3,000円、メス猫7,000円を団体が負担すれば残額を市が助成する仕組みがあり、条例化の下地はできていたといえますが、助成金の利用には「地域猫」の受け皿となる自治会の承認が必要で、効果は限定的であったとのことです。

成立した条例では、まず行政が中心となり、獣医師会や地域猫活動の団体などでつくる「共生推進協議会」を設置し、協議会では自治会の承認なしで苦情などの多い地域を選定し、野良猫を捕獲。捕獲後、不妊・去勢手術を行った後、地域に戻すか、譲渡を進めていくとのことです。これにかかる必要経費は市が全額負担することとなっています。また、市当局は、協議会による活動の進捗状況を毎年、市議会に報告することも条例で規定されています。視察にうかがった時点では、4月の施行に向け「共生推進協議会」の設置準備を行っているところでした。

この条例は議員提案となっており、それぞれの会派の議員に対し、地域や保護猫活動の団体などから多くの苦情や意見・要望が寄せられる中、行政が受身ではなく主体となって野良猫の問題を解決すべきではないかとの方向性を固め、条例策定が行われたそうです。

【所見・考察】

神戸市は政令市であり、保健所業務も市単独で行っており、人口、財政規模とともに、本市とは比べるべくもないが、野良猫など地域の抱える課題は共通しており、このような問題に対しては、市が県をリードし「巻き込んでいく」ほどの取り組みも必要なのではないかと強く感じました。

内 容：NOMA行政管理講座

「少子高齢社会における課題と地方議会の役割」

報告者：田口 俊介

所見等：

【講 師】NPO 法人 全国保険者機能評価機構 理事長 永翁 幸生 氏

【概 要】

- 行政の保健・介護部門の担当課の仕事とは何か。現状では「支払業務（医療費・介護給付費）」がメインとなっている。本来は、介護に参入する事業者や、ケアマネジャーなどのスタッフが「輝く」ための工夫をすることではないか。そのためには、「自助」「地域力」を挙げていく必要がある。
- 苦情・相談は次の改革への貴重な情報である。職員は役所から「地域へ出て」声を聞く努力をしなければ。例えば、納税業務も機械的に処理をするだけでは滞納者の実態などわからない。もしかすると認知症のため、税の納付が困難な方がいるかもしれない…という視点。
- 今国会では介護保険法が改正となる。内容は、一定以上の収入のある高齢者へ負担を求めるなどして、この議論の基には、「給付（サービス）」と「負担」のバランスをいかにとっていくかという視点があるが、そこにもうひとつの柱を据える必要があるのではないか。それは、「保険者機能」の強化であり、ここに地方議会・議員の「眼」と「役割」がある。
- 社会保障費が国家予算の3分の1を占める中、介護分野における課題は多様化している。例えば、自分の終末期をどこでどのように迎えるか。高齢者のペットの問題。老々介護による介護疲れからくる様々な事件、介護離職など。
- これから介護予防の取り組みには、「フレイル（虚弱者）」に対する支援が重要。この階層にある方に対し、予防や運動で「元気高齢者」に引き上げるもしくは「介護状態」になるまでの期間を延ばす取り組み。これには「社会参加」「生きがいづくり」も重要な要素。「保険者機能」として、行政がしっかりと取り組んでいくことが必要ではないか。
- 「保険者機能」の強化とは、真に必要な方に必要とされるサービス（給付）を行うとともに、公平な保険料（税）の徴収と負担していただく保険料（税）を適正に事業者に支払うこと。そのためには税の不能欠損の中味を吟味し、「払わない者勝ち」をなくすこと、サービスの内容が適正かどうかを見極め、指導できる人材の育成、事業者による不正請求の有無をきちんと発見するための仕組みづくりが必要。

○介護計画を策定する上で実施する「日常生活圏域ニーズ調査」は、原則全数調査でなければ意味がない。その上で、返信のない部分の把握こそ重要。(何らかの困難を抱えて、返信できない可能性が高い) この層へは地域の人的資源を活用し調査を。また、ニーズ調査を重ねる中で、地域の状況がどう変化したかを見ていく。それをベースに計画を作ることが重要。

【所見・考察】

講師は、長く厚生労働省保険者機能検討会議の委員を務められた経験から、「給付と負担」のみで語られてしまいがちな介護保険制度について、それを担う市町村の「保険者機能」のあり方という視点から、介護を受ける側、サービスを受ける側双方にしっかりと目配りのできる体制作りが必要であると述べられていました。

今後の「地域包括ケアシステム」構築に向けても、まさに各市町村が「保険者機能」を発揮するとともに機能強化をどのように図っていくのかが重要であると認識を深めました。